

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
大正高等学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていなかった。</p> <p>授業アンケートシステム運用業務委託 (31,050円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱作業責任者届 (仕様書「6 個人情報の保護」関係個人情報取扱特記事項第3)</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は契約手続において契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことである。</p> <p>再発防止に向け、業務委託契約に係る個人情報の適正管理について、事務室内の研修を通じて職員に対して周知徹底を行った。</p> <p>今後は、業務委託契約に係る仕様書に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月18日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
門真なみはや高等学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていなかった。</p> <p>授業アンケートシステム運用業務委託 (45,360円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱作業責任者届 (仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3)</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は契約手続において契約に係る仕様書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことである。</p> <p>本件について、事務室内の研修を通じて職員に対して、周知徹底を行った。</p> <p>今後は、業務委託契約書 (仕様書) に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査 (検査) 実施年月日 (委員 : 一年一月一日、事務局 : 平成31年2月6日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
教育センター附属 高等学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていなかった。</p> <p>授業アンケートシステム運用業務委託（45,360円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱作業責任者届（仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3）</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は契約手続において契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことである。</p> <p>再発防止に向け、業務委託契約に係る個人情報の適正管理について、事務室内の研修を通じて職員に対して周知徹底を行った。</p> <p>今後は、業務委託契約に係る仕様書に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月28日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
堺工科高等学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていなかった。</p> <p>(1) 授業アンケートシステム運用業務委託 (46,170円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱作業責任者届 (仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3)</li> </ul> <p>(2) (定時制) 授業アンケートシステム運用業務委託 (12,150円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱作業責任者届 (仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3)</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は契約手続において契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことである。</p> <p>再発防止に向け、職員に対し、(1)及び(2)の業務委託契約に係る個人情報の適正管理の重要性について注意するとともに、会計局開催の研修資料を用いて契約事務の適正な実施について周知徹底を行った。</p> <p>今後は、業務委託契約に係る仕様書に基づく提出書類の確認を徹底するなど、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月20日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
思斉支援学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約書（仕様書）で定める必要な届出等がなされていなかった。</p> <p>(1) 大阪府立思斉支援学校受付業務（1,399,596円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報取扱作業責任者届（契約書第4条関係 II 個人情報取扱特記事項第3）</li> </ul> <p>(2) 大阪府立思斉支援学校消防設備保守点検業務（248,400円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安業務計画書（第9条及び仕様書5業務内容（9））</li> <li>・ 管理技術者届（第11条）</li> <li>・ 作業員届（第12条）</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>当該検出事項については、支出担当者、事務長による確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、業務委託契約に係る個人情報の適正管理について、事務室内の研修を通じて職員に対して周知徹底を行った。</p> <p>今後は、業務委託契約に係る仕様書に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
交野支援学校	<p>下記の研修会に係る講師謝礼の支出について、所得税の源泉徴収義務があるにもかかわらず、源泉徴収が行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">単位 (円)</p> <table border="1" data-bbox="492 533 1522 743"> <thead> <tr> <th>研修会の実施日</th> <th></th> <th>講師謝礼の金額</th> <th>源泉徴収額</th> <th>差引支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成29年 7月20日</td> <td>誤</td> <td>16,000</td> <td>0</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>16,000</td> <td>1,633</td> <td>14,367</td> </tr> </tbody> </table>	研修会の実施日		講師謝礼の金額	源泉徴収額	差引支給額	平成29年 7月20日	誤	16,000	0	16,000	正	16,000	1,633	14,367	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【所得税法】</b> (源泉徴収義務) 第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金</p> <p><b>【所得税法施行令】</b> (報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収) 第320条 法第204条第1項第1号（源泉徴収義務）に規定する政令で定める報酬又は料金は、テープ若しくはワイヤーの吹込み、脚本、脚色、翻訳、通訳、校正、書籍の装てい、速記、版下（写真製版用写真原板の修整を含むものとし、写真植字を除くものとする。）若しくは雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬若しくは料金、技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料、技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金又は金融商品取引法第28条第6項（通則）に規定する投資助言業務に係る報酬若しくは料金とする。</p> <p><b>【所得税基本通達】</b> 第6章 報酬、料金等に係る源泉徴収 法第204条《源泉徴収義務》関係 〔共通関係〕 (報酬、料金等の性質を有するもの) 204-2 法第204条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる報酬、料金又は契約金の性質を有するものについては、たとえ謝礼、賞金、研究費、取材費、</p>	<p>講師謝礼に係る所得税の源泉徴収漏れについて、指摘後速やかに追徴の手続を行い、所得税の納付を行った。 今後は、適正な事務処理を行う。</p>
研修会の実施日		講師謝礼の金額	源泉徴収額	差引支給額													
平成29年 7月20日	誤	16,000	0	16,000													
	正	16,000	1,633	14,367													

		<p>材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名義で支払うものであっても、同項の規定が適用されることに留意する。</p>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月25日）

調定手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																
中之島図書館	<p>行政財産の貸付料に係る徴収事務において、調定すべき時期を失し、当該契約に基づく納期限を誤って調定していた。</p> <p><b>【大阪府立中之島図書館府有財産賃貸借に関する基本協定】</b>                      (貸付料の支払)                      第5条 乙は、第4条第1項の貸付料について、毎年度4回に分け、甲の発行する納入通知書により甲に支払わねばならない。                      2 各年度の第1回分は4月30日までに、第2回分は7月31日までに、第3回分は10月31日までに、第4回分は1月31日までに支払うものとする。ただし、本契約にいう会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><b>【府有財産賃貸借契約書】</b>                      (使用目的)                      第3条 乙は、貸付物件を直接「カフェの営業を目的」として使用しなければならない。                      (賃貸料の支払)                      第7条 乙は、第5条に定める賃貸料を、甲の発行する納入通知書により、四半期(3箇月)毎に甲に支払わなければならない。                      3 乙は、前項に定める支払期限までに賃貸料を支払わなかったときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ遅延利息として当該金額につき年5パーセントの割合で計算した金額(500円未満を除く。)を、甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。ただし、大阪府財務規則に定める違約金利率に改定があったときは、改定後の利率による。</p> <p>(注)「甲」については賃貸人 大阪府を示し、「乙」については借借人を示す。</p> <table border="1" data-bbox="501 1360 1635 1728"> <thead> <tr> <th rowspan="2">平成29年度の調定</th> <th rowspan="2">調定年月日</th> <th rowspan="2">調定額</th> <th colspan="2">納入期限日</th> <th rowspan="2">収納年月日</th> </tr> <tr> <th>本来の納期限</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回分</td> <td>平成29年4月26日</td> <td>810,000円</td> <td>平成29年5月16日</td> <td>平成29年4月30日</td> <td>平成29年5月12日</td> </tr> <tr> <td>第2回分</td> <td>平成29年9月1日</td> <td>810,000円</td> <td>平成29年9月21日</td> <td>平成29年7月31日</td> <td>平成29年9月13日</td> </tr> <tr> <td>第3回分</td> <td>平成30年3月23日</td> <td>810,000円</td> <td>平成30年4月12日</td> <td>平成29年10月31日</td> <td>平成30年4月11日</td> </tr> <tr> <td>第4回分</td> <td>平成30年3月23日</td> <td>810,000円</td> <td>平成30年4月12日</td> <td>平成30年1月31日</td> <td>平成30年4月11日</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年度の調定	調定年月日	調定額	納入期限日		収納年月日	本来の納期限		第1回分	平成29年4月26日	810,000円	平成29年5月16日	平成29年4月30日	平成29年5月12日	第2回分	平成29年9月1日	810,000円	平成29年9月21日	平成29年7月31日	平成29年9月13日	第3回分	平成30年3月23日	810,000円	平成30年4月12日	平成29年10月31日	平成30年4月11日	第4回分	平成30年3月23日	810,000円	平成30年4月12日	平成30年1月31日	平成30年4月11日	<p>検出事項について調定すべき時期を失した原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【地方自治法】</b>                      (歳入の収入の方法)                      第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p><b>【地方自治法施行令】</b>                      (歳入の調定及び納入の通知)                      第154条 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (歳入の調定)                      第22条 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査の上調定伺書(様式第20号)を作成し、これを決定しなければならない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b>                      第22条関係                      4 法令、契約等により分割して納入させる処分又は特約をしている債権は、当該処分又は特約に基づく納期限が到来するごとに調定するものとする。ただし、年額又は数回分を同時に納入義務者に通知する必要があるもの(府営住宅の使用料、学校の授業料等)については、年間分又は数回分をまとめて調定することができるものとする。</p>	<p>検出事項について、調定すべき時期を失した原因は行政財産の貸付料に係る徴収事務において大阪府立中之島図書館府有財産賃貸借に関する基本協定及び府有財産賃貸借契約書を十分に確認していなかったためである。再発防止に向け、徴収事務に当たって、収入の原因となる契約に係る契約書等の証拠書類の管理及び確認を徹底するとともに、総務課内で関係事務のスケジュールを共有し、所属のチェック体制を強化した。</p>
平成29年度の調定	調定年月日				調定額	納入期限日		収納年月日																											
		本来の納期限																																	
第1回分	平成29年4月26日	810,000円	平成29年5月16日	平成29年4月30日	平成29年5月12日																														
第2回分	平成29年9月1日	810,000円	平成29年9月21日	平成29年7月31日	平成29年9月13日																														
第3回分	平成30年3月23日	810,000円	平成30年4月12日	平成29年10月31日	平成30年4月11日																														
第4回分	平成30年3月23日	810,000円	平成30年4月12日	平成30年1月31日	平成30年4月11日																														

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月4日)



通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
東大阪支援学校	<p>平成29年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い通勤しなかった期間の精算事務（戻入）が行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="566 533 1495 674"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>精算（戻入）すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年4月から同年9月まで</td> <td>87,927円</td> <td>（9月分）14,654円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	精算（戻入）すべき額	平成29年4月から同年9月まで	87,927円	（9月分）14,654円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の給与に関する条例】</b> （通勤手当） 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b> （支給対象期間） 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 （支給方法等） 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】</b> 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> </div>	<p>過払いとなっていた通勤手当について、戻入した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
支給対象期間	既支給額	精算（戻入）すべき額							
平成29年4月から同年9月まで	87,927円	（9月分）14,654円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月30日）

特殊勤務手当実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容										
守口東高等学校	<p>直接監督責任者が、特殊勤務手当の実績報告内容を確認せずに承認したため、手当の支給に誤りが生じたものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="454 495 1626 573"> <thead> <tr> <th></th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員A</td> <td>平成29年6月</td> <td>17,100円</td> <td>16,400円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>						過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	教員A	平成29年6月	17,100円	16,400円	700円	<p>検出事項について速やかに是正措置を講じられたい。</p> <p>また、直接監督責任者は総務事務システムにより、教員の特殊勤務実績及びその報告内容に誤りが無いか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。</p>	<p>平成29年6月支給の特殊勤務手当について、過払支給額を戻入した。</p> <p>今後は、直接監督責任者が教員の特殊勤務実績及びその報告内容を確認し、適正な事務処理を行う。</p>
	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額													
教員A	平成29年6月	17,100円	16,400円	700円													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月5日）

## 管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
思斉支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="368 573 1403 695"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県</td> <td>平成29年5月24日 ～5月25日</td> <td>634円</td> <td>平成29年7月7日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	兵庫県	平成29年5月24日 ～5月25日	634円	平成29年7月7日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>当該検出事項について、概算払を受けた者に対し、その債務の額が確定した後30日以内に精算するよう周知徹底した。</p> <p>今後は、概算払を受けた者に対し、その都度、30日以内に精算する必要がある旨を説明するとともに、支出命令者がその履行を確認するなど大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
兵庫県	平成29年5月24日 ～5月25日	634円	平成29年7月7日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
思斉支援学校	<p>管内出張について、誤って管外出張としてシステム登録したため、提出状態のままとなり、旅費が未払いとなっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="474 573 1255 693"> <thead> <tr> <th data-bbox="474 573 813 615">出張先</th> <th data-bbox="813 573 1041 615">旅行日</th> <th data-bbox="1041 573 1255 615">旅費支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="474 615 813 693">大阪市北区</td> <td data-bbox="813 615 1041 693">平成29年 10月20日</td> <td data-bbox="1041 615 1255 693">370円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費支給額	大阪市北区	平成29年 10月20日	370円	<p>速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じられたい。</p>	<p>当該未支給旅費額については、追給を完了した。 また、出張に係るシステムの取扱いについて、管内と管外を間違ふことないよう職員朝礼時に教職員に周知徹底した。 今後は、旅費担当者、事務長による確認を徹底し、適正な事務処理を行って行く。</p>
出張先	旅行日	旅費支給額							
大阪市北区	平成29年 10月20日	370円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
東大阪支援学校	<p>管内出張について、適切なシステム登録が行われず、旅費が未払いとなっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="587 535 1543 672"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 535 994 583">出張先</th> <th data-bbox="994 535 1282 583">旅行日</th> <th data-bbox="1282 535 1543 583">旅費支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 583 994 672">東大阪市</td> <td data-bbox="994 583 1282 672">平成29年7月3日</td> <td data-bbox="1282 583 1543 672">540円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費支給額	東大阪市	平成29年7月3日	540円	<p>速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じられたい。</p>	<p>勤務実態を確認し追給を行った。 また、教職員に対し、検出事項と是正事項の内容を周知し、適正な事務処理の徹底について確認した。</p>
出張先	旅行日	旅費支給額							
東大阪市	平成29年7月3日	540円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月30日）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																				
桜塚高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算がされていないものが16件あった。</p> <table border="1" data-bbox="552 573 1454 1249"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年4月25日</td><td>4,424円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>同上</td><td>12,480円</td><td>6人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>同上</td><td>9,440円</td><td>4人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>同上</td><td>4,260円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>同上</td><td>5,000円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成29年7月28日から同月29日</td><td>77,372円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成29年8月16日から同月17日</td><td>30,967円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>同上</td><td>31,407円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>平成29年8月16日から同月19日</td><td>27,384円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>平成29年8月18日から同月19日</td><td>27,444円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>同上</td><td>36,420円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>平成29年9月16日から同月17日</td><td>52,040円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>平成29年11月12日から同月15日</td><td>2,074,728円</td><td>16人</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>平成29年11月22日から同月26日</td><td>368,640円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>平成30年3月4日</td><td>3,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>同上</td><td>2,840円</td><td>1人</td></tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	兵庫県	平成29年4月25日	4,424円	2人	兵庫県	同上	12,480円	6人	兵庫県	同上	9,440円	4人	兵庫県	同上	4,260円	2人	大阪府	同上	5,000円	2人	神奈川県	平成29年7月28日から同月29日	77,372円	2人	神奈川県	平成29年8月16日から同月17日	30,967円	1人	神奈川県	同上	31,407円	1人	岩手県	平成29年8月16日から同月19日	27,384円	1人	岩手県	平成29年8月18日から同月19日	27,444円	1人	東京都	同上	36,420円	1人	福岡県	平成29年9月16日から同月17日	52,040円	2人	台湾	平成29年11月12日から同月15日	2,074,728円	16人	ベトナム	平成29年11月22日から同月26日	368,640円	2人	滋賀県	平成30年3月4日	3,080円	1人	滋賀県	同上	2,840円	1人	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>是正を求められた事項について、改めて旅費の概算払を受けた者に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認も徹底することとした。 今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数																																																																				
兵庫県	平成29年4月25日	4,424円	2人																																																																				
兵庫県	同上	12,480円	6人																																																																				
兵庫県	同上	9,440円	4人																																																																				
兵庫県	同上	4,260円	2人																																																																				
大阪府	同上	5,000円	2人																																																																				
神奈川県	平成29年7月28日から同月29日	77,372円	2人																																																																				
神奈川県	平成29年8月16日から同月17日	30,967円	1人																																																																				
神奈川県	同上	31,407円	1人																																																																				
岩手県	平成29年8月16日から同月19日	27,384円	1人																																																																				
岩手県	平成29年8月18日から同月19日	27,444円	1人																																																																				
東京都	同上	36,420円	1人																																																																				
福岡県	平成29年9月16日から同月17日	52,040円	2人																																																																				
台湾	平成29年11月12日から同月15日	2,074,728円	16人																																																																				
ベトナム	平成29年11月22日から同月26日	368,640円	2人																																																																				
滋賀県	平成30年3月4日	3,080円	1人																																																																				
滋賀県	同上	2,840円	1人																																																																				

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
布施北高等学校	<p>管外旅費の支給において、航空機代を誤って支給していたため過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 529 1596 684"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 529 848 583">旅行日</th> <th data-bbox="848 529 1065 583">既支給額</th> <th data-bbox="1065 529 1279 583">正規支給額</th> <th data-bbox="1279 529 1451 583">過払支給額</th> <th data-bbox="1451 529 1596 583">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 583 848 684">平成30年1月13日から 同月15日まで</td> <td data-bbox="848 583 1065 684">122,040円</td> <td data-bbox="1065 583 1279 684">121,440円</td> <td data-bbox="1279 583 1451 684">600円</td> <td data-bbox="1451 583 1596 684">2人</td> </tr> </tbody> </table>	旅行日	既支給額	正規支給額	過払支給額	人数	平成30年1月13日から 同月15日まで	122,040円	121,440円	600円	2人	<p>検出事項について、速やかに過払旅費額の戻入措置を講じるとともに、管外旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>過払旅費の戻入処理を行った。          今後は、旅費の支給事務について適正な事務処理を行う。</p>
旅行日	既支給額	正規支給額	過払支給額	人数									
平成30年1月13日から 同月15日まで	122,040円	121,440円	600円	2人									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月24日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																																																								
東淀川支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算がされていないものが25件あった。</p> <table border="1" data-bbox="691 583 1549 1591"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年4月5日</td><td>2,170円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年4月7日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年5月16日</td><td>2,640円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年5月17日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年5月18日から同月19日</td><td>8,600円</td><td>14人</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>平成29年5月25日から同月26日</td><td>28,000円</td><td>7人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成29年6月29日から同月30日</td><td>37,660円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>平成29年7月25日</td><td>16,670円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>同上</td><td>同上</td><td>15,590円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>平成29年7月27日</td><td>10,820円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>同上</td><td>同上</td><td>12,040円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>平成29年7月31日</td><td>49,760円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成29年8月17日から同月18日</td><td>32,200円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成29年9月13日から同月15日</td><td>840,218円</td><td>17人</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>平成29年9月28日から同月29日</td><td>49,640円</td><td>15人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年10月18日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年10月20日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>平成29年10月5日から同月6日</td><td>117,588円</td><td>6人</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>平成29年10月12日から同月13日</td><td>301,303円</td><td>14人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成29年12月26日から同月27日</td><td>79,660円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年1月20日</td><td>29,240円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成30年1月25日から同月26日</td><td>37,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>平成30年2月8日から同月9日</td><td>33,390円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>平成30年2月2日から同月3日</td><td>37,470円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成30年2月7日から同月9日</td><td>44,690円</td><td>1人</td></tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	兵庫県	平成29年4月5日	2,170円	1人	兵庫県	平成29年4月7日	2,080円	1人	兵庫県	平成29年5月16日	2,640円	1人	兵庫県	平成29年5月17日	2,080円	1人	兵庫県	平成29年5月18日から同月19日	8,600円	14人	大阪府	平成29年5月25日から同月26日	28,000円	7人	東京都	平成29年6月29日から同月30日	37,660円	1人	愛知県	平成29年7月25日	16,670円	1人	同上	同上	15,590円	1人	和歌山県	平成29年7月27日	10,820円	1人	同上	同上	12,040円	1人	茨城県	平成29年7月31日	49,760円	1人	神奈川県	平成29年8月17日から同月18日	32,200円	1人	東京都	平成29年9月13日から同月15日	840,218円	17人	大阪府	平成29年9月28日から同月29日	49,640円	15人	兵庫県	平成29年10月18日	2,080円	1人	兵庫県	平成29年10月20日	2,080円	1人	和歌山県	平成29年10月5日から同月6日	117,588円	6人	三重県	平成29年10月12日から同月13日	301,303円	14人	東京都	平成29年12月26日から同月27日	79,660円	2人	東京都	平成30年1月20日	29,240円	1人	神奈川県	平成30年1月25日から同月26日	37,080円	1人	石川県	平成30年2月8日から同月9日	33,390円	1人	長崎県	平成30年2月2日から同月3日	37,470円	1人	神奈川県	平成30年2月7日から同月9日	44,690円	1人	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、事務室職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数																																																																																																								
兵庫県	平成29年4月5日	2,170円	1人																																																																																																								
兵庫県	平成29年4月7日	2,080円	1人																																																																																																								
兵庫県	平成29年5月16日	2,640円	1人																																																																																																								
兵庫県	平成29年5月17日	2,080円	1人																																																																																																								
兵庫県	平成29年5月18日から同月19日	8,600円	14人																																																																																																								
大阪府	平成29年5月25日から同月26日	28,000円	7人																																																																																																								
東京都	平成29年6月29日から同月30日	37,660円	1人																																																																																																								
愛知県	平成29年7月25日	16,670円	1人																																																																																																								
同上	同上	15,590円	1人																																																																																																								
和歌山県	平成29年7月27日	10,820円	1人																																																																																																								
同上	同上	12,040円	1人																																																																																																								
茨城県	平成29年7月31日	49,760円	1人																																																																																																								
神奈川県	平成29年8月17日から同月18日	32,200円	1人																																																																																																								
東京都	平成29年9月13日から同月15日	840,218円	17人																																																																																																								
大阪府	平成29年9月28日から同月29日	49,640円	15人																																																																																																								
兵庫県	平成29年10月18日	2,080円	1人																																																																																																								
兵庫県	平成29年10月20日	2,080円	1人																																																																																																								
和歌山県	平成29年10月5日から同月6日	117,588円	6人																																																																																																								
三重県	平成29年10月12日から同月13日	301,303円	14人																																																																																																								
東京都	平成29年12月26日から同月27日	79,660円	2人																																																																																																								
東京都	平成30年1月20日	29,240円	1人																																																																																																								
神奈川県	平成30年1月25日から同月26日	37,080円	1人																																																																																																								
石川県	平成30年2月8日から同月9日	33,390円	1人																																																																																																								
長崎県	平成30年2月2日から同月3日	37,470円	1人																																																																																																								
神奈川県	平成30年2月7日から同月9日	44,690円	1人																																																																																																								

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成30年11月15日）



対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																												
光陽支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが11件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 541 1605 1419"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県</td> <td>平成29年7月25日から同月26日まで</td> <td>22,780円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月5日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成29年7月27日から同月28日まで</td> <td>38,680円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>平成29年8月3日から同月4日まで</td> <td>23,660円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>平成29年8月8日から同月10日まで</td> <td>47,780円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>大分県</td> <td>平成29年8月3日から同月4日まで</td> <td>41,260円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成29年8月17日</td> <td>10,940円</td> <td>5人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成29年8月20日から同月21日まで</td> <td>38,300円</td> <td>1人</td> <td>平成30年5月31日</td> </tr> <tr> <td>大分県</td> <td>平成29年8月3日から同月4日まで</td> <td>41,240円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>平成29年11月16日から同月17日まで</td> <td>66,300円</td> <td>2人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>平成30年1月10日から同月12日まで</td> <td>108,520円</td> <td>2人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>平成29年11月15日から同月17日まで</td> <td>41,020円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	愛媛県	平成29年7月25日から同月26日まで	22,780円	1人	平成30年3月5日	東京都	平成29年7月27日から同月28日まで	38,680円	1人	平成30年3月30日	石川県	平成29年8月3日から同月4日まで	23,660円	1人	平成30年3月30日	埼玉県	平成29年8月8日から同月10日まで	47,780円	1人	平成30年3月30日	大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,260円	1人	平成30年3月30日	滋賀県	平成29年8月17日	10,940円	5人	平成30年3月30日	東京都	平成29年8月20日から同月21日まで	38,300円	1人	平成30年5月31日	大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,240円	1人	平成30年3月30日	山口県	平成29年11月16日から同月17日まで	66,300円	2人	平成30年3月30日	長崎県	平成30年1月10日から同月12日まで	108,520円	2人	平成30年3月30日	山口県	平成29年11月15日から同月17日まで	41,020円	1人	平成30年3月30日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>是正を求められた事項について、改めて旅費の概算払を受けた者に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																																																											
愛媛県	平成29年7月25日から同月26日まで	22,780円	1人	平成30年3月5日																																																											
東京都	平成29年7月27日から同月28日まで	38,680円	1人	平成30年3月30日																																																											
石川県	平成29年8月3日から同月4日まで	23,660円	1人	平成30年3月30日																																																											
埼玉県	平成29年8月8日から同月10日まで	47,780円	1人	平成30年3月30日																																																											
大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,260円	1人	平成30年3月30日																																																											
滋賀県	平成29年8月17日	10,940円	5人	平成30年3月30日																																																											
東京都	平成29年8月20日から同月21日まで	38,300円	1人	平成30年5月31日																																																											
大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,240円	1人	平成30年3月30日																																																											
山口県	平成29年11月16日から同月17日まで	66,300円	2人	平成30年3月30日																																																											
長崎県	平成30年1月10日から同月12日まで	108,520円	2人	平成30年3月30日																																																											
山口県	平成29年11月15日から同月17日まで	41,020円	1人	平成30年3月30日																																																											

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月29日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>門真なみはや高等学校</p>	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="531 533 1445 680"> <thead> <tr> <th>続柄</th> <th>休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者のおじ</td> <td>平成29年4月24日</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	休暇承認日	配偶者のおじ	平成29年4月24日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1629 1194 2294 1503"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 (以下略)</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 (以下略)	1日	<p>誤って承認した特別休暇については取り消し、年次休暇として処理を行った。 今後は、特別休暇の承認処理を行う際は、関係規則等を確認し、適正な事務処理を行う。</p>
続柄	休暇承認日														
配偶者のおじ	平成29年4月24日														
死亡した者	日数														
父母、配偶者、子	7日														
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日														
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 (以下略)	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成31年2月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
平野高等学校	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="537 533 1383 680"> <tr> <td data-bbox="537 533 1095 604">続柄</td> <td data-bbox="1095 533 1383 604">休暇承認日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 604 1095 680">従弟</td> <td data-bbox="1095 604 1383 680">平成29年9月6日</td> </tr> </table>	続柄	休暇承認日	従弟	平成29年9月6日	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 （特別休暇） 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 （特別休暇） 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1478 1083 2371 1325"> <thead> <tr> <th data-bbox="1478 1083 2208 1125">死亡した者</th> <th data-bbox="2208 1083 2371 1125">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1478 1125 2208 1167">父母、配偶者、子</td> <td data-bbox="2208 1125 2371 1167">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 1167 2208 1209">祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td data-bbox="2208 1167 2371 1209">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 1209 2208 1325">孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td data-bbox="2208 1209 2371 1325">1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	<p>誤って承認した特別休暇については取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>今後は特別休暇の承認処理を行う際は、関係規則等を確認し、適正な事務処理を行う。</p>
続柄	休暇承認日														
従弟	平成29年9月6日														
死亡した者	日数														
父母、配偶者、子	7日														
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日														
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
思斉支援学校	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="371 552 1279 695"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 552 973 619">続柄</th> <th data-bbox="985 552 1279 619">休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 627 973 695">配偶者の伯母</td> <td data-bbox="985 627 1279 695">平成30年3月26日</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	休暇承認日	配偶者の伯母	平成30年3月26日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 （特別休暇） 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 （特別休暇） 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1380 1173 2297 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="1380 1173 2128 1213">死亡した者</th> <th data-bbox="2139 1173 2297 1213">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1380 1213 2128 1253">父母、配偶者、子</td> <td data-bbox="2139 1213 2297 1253">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1253 2128 1293">祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td data-bbox="2139 1253 2297 1293">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 1293 2128 1415">孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td data-bbox="2139 1293 2297 1415">1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	<p>誤って承認した特別休暇については取り消し、年次休暇として処理を行った。      今後は、特別休暇の承認処理を行う際は、関係規則等を確認し、適正な事務処理を行う。</p>
続柄	休暇承認日														
配偶者の伯母	平成30年3月26日														
死亡した者	日数														
父母、配偶者、子	7日														
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日														
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
桜塚高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="566 606 1350 896"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>3件</td> <td>平成29年4月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年5月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年11月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	3件	平成29年4月	1名	1件	平成29年5月	1名	1件	平成29年11月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。 また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期													
1名	3件	平成29年4月													
1名	1件	平成29年5月													
1名	1件	平成29年11月													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
門真なみはや高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="543 611 1412 827"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年9月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成30年1月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年9月	1名	1件	平成30年1月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。 また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務処理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期										
1名	1件	平成29年9月										
1名	1件	平成30年1月										

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成31年2月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
かわち野高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="439 646 1219 863"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年4月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年11月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年4月	1名	1件	平成29年11月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>勤務実績を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。 また、職員に対し時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期										
1名	1件	平成29年4月										
1名	1件	平成29年11月										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
貝塚南高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="460 646 1240 1003"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年6月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年7月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年10月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成30年3月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年6月	1名	1件	平成29年7月	1名	1件	平成29年10月	1名	1件	平成30年3月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。 また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期																
1名	1件	平成29年6月																
1名	1件	平成29年7月																
1名	1件	平成29年10月																
1名	1件	平成30年3月																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月19日）



対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
教育センター附属 高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="569 611 1362 753"> <thead> <tr> <th data-bbox="569 611 715 684">人数</th> <th data-bbox="715 611 860 684">延べ件数</th> <th data-bbox="860 611 1362 684">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="569 684 715 753">1名</td> <td data-bbox="715 684 860 753">1件</td> <td data-bbox="860 684 1362 753">平成30年3月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成30年3月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。 また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
1名	1件	平成30年3月							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月28日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
和泉支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが7件あった。</p> <table border="1" data-bbox="546 646 1412 1073"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年6月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年9月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年11月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成30年2月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成30年3月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年6月	1名	1件	平成29年9月	1名	1件	平成29年11月	1名	2件	平成30年2月	1名	2件	平成30年3月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。  また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。  今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期																			
1名	1件	平成29年6月																			
1名	1件	平成29年9月																			
1名	1件	平成29年11月																			
1名	2件	平成30年2月																			
1名	2件	平成30年3月																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月31日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>思斉支援学校</p>	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 646 1288 791"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 646 649 720">人数</th> <th data-bbox="649 646 795 720">延べ件数</th> <th data-bbox="795 646 1288 720">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 720 649 791">1名</td> <td data-bbox="649 720 795 791">2件</td> <td data-bbox="795 720 1288 791">平成29年4月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	2件	平成29年4月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われない。</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。</p> <p>今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
1名	2件	平成29年4月							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
難波支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが14件あった。</p> <table border="1" data-bbox="457 646 1240 1293"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年4月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成29年6月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年9月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年10月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年11月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>3件</td> <td>平成29年12月</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>3件</td> <td>平成30年1月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成30年2月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年4月	1名	2件	平成29年6月	1名	1件	平成29年9月	1名	1件	平成29年10月	1名	1件	平成29年11月	1名	3件	平成29年12月	2名	3件	平成30年1月	1名	2件	平成30年2月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。</p> <p>また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。</p> <p>今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正なサービス管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期																												
1名	1件	平成29年4月																												
1名	2件	平成29年6月																												
1名	1件	平成29年9月																												
1名	1件	平成29年10月																												
1名	1件	平成29年11月																												
1名	3件	平成29年12月																												
2名	3件	平成30年1月																												
1名	2件	平成30年2月																												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
東淀川支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが6件あった。</p> <table border="1" data-bbox="546 611 1415 898"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2名</td> <td>3件</td> <td>平成29年8月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年12月</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>2件</td> <td>平成30年3月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	2名	3件	平成29年8月	1名	1件	平成29年12月	2名	2件	平成30年3月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。 また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期													
2名	3件	平成29年8月													
1名	1件	平成29年12月													
2名	2件	平成30年3月													

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成30年11月15日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
交野支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="569 646 1350 793"> <thead> <tr> <th data-bbox="569 646 715 720">人数</th> <th data-bbox="715 646 857 720">延べ件数</th> <th data-bbox="857 646 1350 720">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="569 720 715 793">1名</td> <td data-bbox="715 720 857 793">1件</td> <td data-bbox="857 720 1350 793">平成29年8月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年8月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。</p> <p>また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。</p> <p>今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
1名	1件	平成29年8月							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月25日）

病気休暇の承認手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
平野高等学校	<p>病気休暇のうち1名4件の承認手続について、診断書等の必要な確認書類が提出されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="457 533 1249 726"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>平成29年6月27日</td> <td>10:30~17:00</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月30日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年7月6日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年7月18日</td> <td>終日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生日	取得時間	A	平成29年6月27日	10:30~17:00	平成29年6月30日	終日	平成29年7月6日	終日	平成29年7月18日	終日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】</b> (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最低限の日又は時間とする。</p> <p><b>【病気休暇の承認手続の見直しについて（通知）】</b> (平成25年3月29日付け教委職企第2282号 教職員室企画課長通知) 1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1329 863 2487 1052"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td>病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>2 指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【「特例」の内容】</b> 指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、年1回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性のある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。</p> <p>○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。 ○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。 ○少なくとも年1回、新たな診断書の提出は必要。 ※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条 第1項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患（特定疾患）をいう。</p> </div> </div>	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。	<p>本件について、職員から診断書とともに通院の事実を確認できる領収書の写しの提出を受けた。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	事実発生日	取得時間																	
A	平成29年6月27日	10:30~17:00																	
	平成29年6月30日	終日																	
	平成29年7月6日	終日																	
	平成29年7月18日	終日																	
旧	新																		
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。																		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月8日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
中之島図書館	<p>下記の行政財産の使用許可について、使用料を徴収していたが、公有財産台帳に登載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="501 533 1546 686"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>6.32㎡</td> <td>複写業務</td> <td>147,960円</td> <td>平成28年4月1日から 平成32年6月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	建物	6.32㎡	複写業務	147,960円	平成28年4月1日から 平成32年6月30日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>検出事項について、直ちに公有財産台帳に登載した。 今後は、実地調査のチェックリスト等を活用するなど、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間									
建物	6.32㎡	複写業務	147,960円	平成28年4月1日から 平成32年6月30日まで									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月4日）



対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
吹田高等学校	<p>下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。また、行政財産使用許可書に記載の種別について、誤っているものがあった。 (注1)</p> <table border="1" data-bbox="433 573 1537 1234"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>14.6㎡</td> <td>給品部</td> <td>34,770円</td> <td>H30.4.1～ H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱1本 支線3本</td> <td>電力の供給</td> <td>3,400円</td> <td>H30.4.1～ H35.3.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>90.24㎡</td> <td>食堂</td> <td rowspan="2">223,520円</td> <td rowspan="2">H28.4.1～ H33.3.31</td> </tr> <tr> <td>6台</td> <td>自動販売機</td> </tr> <tr> <td>(注1) 誤) 標識 正) 土地</td> <td>1箇所</td> <td>一時避難地 ・ 避難所標識</td> <td>免除</td> <td>H26.4.1～ H31.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 本件、「一時避難地・避難所標識」は府有地内(地上)に支柱立てにより設置されている標識であることから、種別は「土地」とするのが正しい。</p>	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	建物	14.6㎡	給品部	34,770円	H30.4.1～ H35.3.31	土地	電柱1本 支線3本	電力の供給	3,400円	H30.4.1～ H35.3.31	建物	90.24㎡	食堂	223,520円	H28.4.1～ H33.3.31	6台	自動販売機	(注1) 誤) 標識 正) 土地	1箇所	一時避難地 ・ 避難所標識	免除	H26.4.1～ H31.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登録し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産台帳等管理システム操作マニュアル】 15.2 使用許可新規登録 ○使用許可の新規登録は、使用許可一覧画面の新規登録から行います。 ①使用許可を行う財産の種別(土地、建物、動産、無体財産権、工作物)を選択</p>	<p>当該検出事項について、公有財産台帳に登録及び修正を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																										
建物	14.6㎡	給品部	34,770円	H30.4.1～ H35.3.31																										
土地	電柱1本 支線3本	電力の供給	3,400円	H30.4.1～ H35.3.31																										
建物	90.24㎡	食堂	223,520円	H28.4.1～ H33.3.31																										
	6台	自動販売機																												
(注1) 誤) 標識 正) 土地	1箇所	一時避難地 ・ 避難所標識	免除	H26.4.1～ H31.3.31																										

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月25日)

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
枚方なぎさ高等学校	1 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載がされていなかった。					<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>測量基準点の使用許可について、公有財産台帳への登載を行った。</p> <p>また、学校食堂の年間使用料について、公有財産台帳の修正登録を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間		
	建物	0.0625㎡	測量基準点の設置	免除	H30.4.1～H35.3.31		
	2 下記の行政財産の使用許可に伴う年間使用料について、公有財産台帳の登載誤りがあった。						
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間			
建物	106.19㎡ 公衆電話1台 自動販売機4台	学校食堂	誤) 296,080円 正) 307,570円	H28.4.1～H31.3.31			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月3日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																					
貝塚南高等学校	<p>1 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 495 1745 1041"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1本</td> <td>電柱</td> <td>3,700円</td> <td>H29.4.1～H34.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1本</td> <td>電話柱</td> <td>1,500円</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機</td> <td>71,960円</td> <td>H28.4.1～H33.3.31 変更許可 H28.8.1～H33.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>82.71㎡</td> <td>食堂</td> <td>151,950円</td> <td>H28.4.1～H33.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 1188 1774 1493"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>借用料 (年額)</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>貝塚市橋本684</td> <td>30.28㎡</td> <td>汚水放流管理設</td> <td>48,640円</td> <td>H30.4.1～ H35.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	土地	1本	電柱	3,700円	H29.4.1～H34.3.31	土地	1本	電話柱	1,500円	H30.4.1～H35.3.31	建物	4台	自動販売機	71,960円	H28.4.1～H33.3.31 変更許可 H28.8.1～H33.3.31	建物	82.71㎡	食堂	151,950円	H28.4.1～H33.3.31	種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年額)	借用期間	土地	貝塚市橋本684	30.28㎡	汚水放流管理設	48,640円	H30.4.1～ H35.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物</p>	<p>本件について、公有財産台帳に登録をした。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																																				
土地	1本	電柱	3,700円	H29.4.1～H34.3.31																																				
土地	1本	電話柱	1,500円	H30.4.1～H35.3.31																																				
建物	4台	自動販売機	71,960円	H28.4.1～H33.3.31 変更許可 H28.8.1～H33.3.31																																				
建物	82.71㎡	食堂	151,950円	H28.4.1～H33.3.31																																				
種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年額)	借用期間																																			
土地	貝塚市橋本684	30.28㎡	汚水放流管理設	48,640円	H30.4.1～ H35.3.31																																			

		<p>など)を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。</p> <p>借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用(物件)台帳を整備しておくこと。</p>	
--	--	--	--

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月19日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																			
鳳高等学校	<p>下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="566 573 1510 1152"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>12本</td> <td>電話用本柱6本、 支線6本</td> <td>18,000円</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>2本</td> <td>第1種電柱1本、 第3種電柱1本</td> <td>5,400円</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1.8㎡</td> <td>カーブミラー1基</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.57㎡</td> <td>自治会掲示板1基</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>1.8㎡</td> <td>災害時優先特設公 衆電話(卓上型2台 分)</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>56.0㎡</td> <td>同窓会事務所</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1 ~H35.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	土地	12本	電話用本柱6本、 支線6本	18,000円	H30.4.1 ~H35.3.31	土地	2本	第1種電柱1本、 第3種電柱1本	5,400円	H30.4.1 ~H35.3.31	土地	1.8㎡	カーブミラー1基	免除	H30.4.1 ~H35.3.31	土地	0.57㎡	自治会掲示板1基	免除	H30.4.1 ~H35.3.31	建物	1.8㎡	災害時優先特設公 衆電話(卓上型2台 分)	免除	H30.4.1 ~H35.3.31	建物	56.0㎡	同窓会事務所	免除	H30.4.1 ~H35.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>本件について、公有財産台帳に登録をした。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																																		
土地	12本	電話用本柱6本、 支線6本	18,000円	H30.4.1 ~H35.3.31																																		
土地	2本	第1種電柱1本、 第3種電柱1本	5,400円	H30.4.1 ~H35.3.31																																		
土地	1.8㎡	カーブミラー1基	免除	H30.4.1 ~H35.3.31																																		
土地	0.57㎡	自治会掲示板1基	免除	H30.4.1 ~H35.3.31																																		
建物	1.8㎡	災害時優先特設公 衆電話(卓上型2台 分)	免除	H30.4.1 ~H35.3.31																																		
建物	56.0㎡	同窓会事務所	免除	H30.4.1 ~H35.3.31																																		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月1日から平成31年1月31日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
<p>思斉支援学校</p>	<p>1 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。 また、行政財産使用許可の申請内容と異なる内容で「行政財産使用許可書」を交付しているものがあった。(注1) なお、本件「行政財産使用許可書」は種別についても誤っていた。(注2)</p> <table border="1" data-bbox="492 695 1314 1524"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料(年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>8.88㎡</td> <td>災害用救助資機材及び 備蓄物資保管庫の設置</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1～ H31.3.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(注2) 囲障 正) 建物</td> <td rowspan="2">0.54㎡</td> <td>(注1) 誤) 災害用救助資機材 及び 備蓄物資保管庫の設置</td> <td rowspan="2">免除</td> <td rowspan="2">H30.4.1～ H31.3.31</td> </tr> <tr> <td>正) 災害時避難場所案内板</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ① 使用許可申請書の内容⇒用途：「災害時避難場所案内板」 0.54㎡ ② 使用許可書の内容⇒用途：「災害用救助資機材及び備蓄物資保管庫の設置」0.54㎡ ※ 申請内容と許可内容が相違。 (注2) 本件、「災害時避難場所案内板」は西門の門扉と一体となった</p>	種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間	土地	8.88㎡	災害用救助資機材及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～ H31.3.31	(注2) 囲障 正) 建物	0.54㎡	(注1) 誤) 災害用救助資機材 及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～ H31.3.31	正) 災害時避難場所案内板	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>(使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産台帳等管理システム操作マニュアル】 15.2 使用許可新規登録 ○使用許可の新規登録は、使用許可一覧画面の新規登録から行います。 ①使用許可を行う財産の種別(土地、建物、動産、無体財産権、工作物)を選択</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産</p>	<p>当該検出事項について、公有財産台帳に登録を完了した。 申請内容と異なる内容で、また、種別を誤って交付していた「行政財産使用許可書」は差し替えた。 今後、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間															
土地	8.88㎡	災害用救助資機材及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～ H31.3.31															
(注2) 囲障 正) 建物	0.54㎡	(注1) 誤) 災害用救助資機材 及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～ H31.3.31															
		正) 災害時避難場所案内板																	

囲障部分に設置されている案内板であることから、種別は「建物」とするのが正しい。

※ 思齊支援学校では、囲障は建物に含まれて財産登録されている。

2 下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。

種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料(年額)	借用期間
土地	旭区大宮5 大阪守口線高架下 (大阪市旭区大宮5丁目11番7号地先)	639 ㎡	運動広場	無償	H30.4.1～ H33.3.31

(土地、建物など)を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。

借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用(物件)台帳を整備しておくこと。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年11月6日)

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
光陽支援学校	下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。					<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登録し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>本件について、公有財産台帳に登録した。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間			
建物	0.21㎡	災害時特殊公衆電話	免除	H29.4.1～ H30.3.31			
土地	17.5㎡	災害用救助資器材及び備蓄物資倉庫	免除	H29.4.1～ H30.3.31			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月29日）



備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
中之島図書館	<p>下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に記載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 533 1602 764"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 533 715 606">品 種</th> <th data-bbox="715 533 1003 606">品 目 商品名</th> <th data-bbox="1003 533 1288 606">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1288 533 1403 606">数 量</th> <th data-bbox="1403 533 1602 606">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 606 715 688">家具什器類</td> <td data-bbox="715 606 1003 688">その他器具類 案内板</td> <td data-bbox="1003 606 1288 688">平成8年3月29日</td> <td data-bbox="1288 606 1403 688">1</td> <td data-bbox="1403 606 1602 688">164,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 688 715 764">家具什器類</td> <td data-bbox="715 688 1003 764">その他器具類 点字案内板</td> <td data-bbox="1003 688 1288 764">平成14年12月16日</td> <td data-bbox="1288 688 1403 764">1</td> <td data-bbox="1403 688 1602 764">187,425円</td> </tr> </tbody> </table>	品 種	品 目 商品名	当初受入年月日	数 量	金 額	家具什器類	その他器具類 案内板	平成8年3月29日	1	164,800円	家具什器類	その他器具類 点字案内板	平成14年12月16日	1	187,425円	<p>検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】(平成24年3月31日 会計局長通知) 1 物品の管理等の適正化について ② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め(所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど)、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>	<p>検出事項について、現物が確認できない原因は当該備品を不用の決定をすることなく廃棄したことであり、当該備品については、直ちに不用の決定をして、備品出納簿からの払出しを行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品 種	品 目 商品名	当初受入年月日	数 量	金 額														
家具什器類	その他器具類 案内板	平成8年3月29日	1	164,800円														
家具什器類	その他器具類 点字案内板	平成14年12月16日	1	187,425円														

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月4日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
岬高等学校	<p>下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に登載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 533 1457 688"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 533 685 611">品種</th> <th data-bbox="685 533 967 611">品目 商品名</th> <th data-bbox="967 533 1181 611">当初受入年月 日</th> <th data-bbox="1181 533 1279 611">数量</th> <th data-bbox="1279 533 1457 611">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 611 685 688">家具什器類</td> <td data-bbox="685 611 967 688">冷暖房器具 クーラー</td> <td data-bbox="967 611 1181 688">平成16年8月 19日</td> <td data-bbox="1181 611 1279 688">1</td> <td data-bbox="1279 611 1457 688">306,600円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月 日	数量	金額	家具什器類	冷暖房器具 クーラー	平成16年8月 19日	1	306,600円	<p>検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>        (物品の出納の通知及び帳簿の記載)  <b>第80条</b> 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。        2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。        一 備品出納簿(様式第39号)        (不用の決定及び不用品の処分)  <b>第87条</b> 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。        2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p><b>【備品管理の適正化について】</b>(平成23年7月13日施設財務課長通知)        標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。        特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。        ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。        記</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的の実査し、照合確認等すること。</p>	<p>当該備品については、平成30年9月の台風被害により修理不能となった。使用に耐えない備品であるため、校内で物品管理者である校長の決裁を経て平成30年12月22日に廃棄したが、不用決定調書の作成を失念したものである。        今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。        なお、本件は不用決定調書を作成し備品出納簿を整備済である。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月 日	数量	金額									
家具什器類	冷暖房器具 クーラー	平成16年8月 19日	1	306,600円									

		<p>5 廃棄 備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】（平成24年3月31日 会計局長通知）  本府ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化に向けた指導を行ってきました。  しかしながら、今年度、包括外部監査や監査委員の監査において、『物品の適正な管理について』や『不適正な会計事務手続き』など、多くの意見・指摘がされています。  このため、更なる会計事務の適正化を図るため、各所属において注意喚起を行うとともに、下記の内容について周知徹底を図られるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 物品の管理等の適正化について  ② 備品の実査  備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど）、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月22日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
西成高等学校	<p>下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 533 1549 737"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 533 679 636">品種</th> <th data-bbox="679 533 952 636">品目 商品名</th> <th data-bbox="952 533 1234 636">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1234 533 1356 636">数量</th> <th data-bbox="1356 533 1549 636">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 636 679 737">機械器具類</td> <td data-bbox="679 636 952 737">医療器具類 AED</td> <td data-bbox="952 636 1234 737">平成26年3月31日</td> <td data-bbox="1234 636 1356 737">1</td> <td data-bbox="1356 636 1549 737">241,500円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	医療器具類 AED	平成26年3月31日	1	241,500円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b>  (物品の出納の通知及び帳簿の記載)  <b>第80条</b> 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。  2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。  一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>本件について、備品出納簿に記載した。  今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	医療器具類 AED	平成26年3月31日	1	241,500円									

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成30年10月17日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																							
交野支援学校	<p>下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に登載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 533 1605 919"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 533 715 611">品種</th> <th data-bbox="715 533 1003 611">品目 商品名</th> <th data-bbox="1003 533 1288 611">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1288 533 1403 611">数量</th> <th data-bbox="1403 533 1605 611">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 611 715 688" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="715 611 1003 646">農工器具</td> <td data-bbox="1003 611 1288 688" rowspan="2">昭和62年3月30日</td> <td data-bbox="1288 611 1403 688" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1403 611 1605 688" rowspan="2">125,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 646 1003 688">タタラ機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 688 715 804" rowspan="2">標本及び模型類</td> <td data-bbox="715 688 1003 724">標本及び模型類</td> <td data-bbox="1003 688 1288 804" rowspan="2">昭和57年1月20日</td> <td data-bbox="1288 688 1403 804" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1403 688 1605 804" rowspan="2">500,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 724 1003 804">動物標本 (バファロー)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 804 715 919" rowspan="2">標本及び模型類</td> <td data-bbox="715 804 1003 840">標本及び模型類</td> <td data-bbox="1003 804 1288 919" rowspan="2">昭和57年1月20日</td> <td data-bbox="1288 804 1403 919" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1403 804 1605 919" rowspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 840 1003 919">動物標本 (ヘラジカ)</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	農工器具	昭和62年3月30日	1	125,000円	タタラ機	標本及び模型類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	500,000円	動物標本 (バファロー)	標本及び模型類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	150,000円	動物標本 (ヘラジカ)	<p>検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。</p>	<p>調査の結果、不用決定の処理漏れであることが分かったため、平成31年1月15日付けで物品の不用決定の手続をした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																						
機械器具類	農工器具	昭和62年3月30日	1	125,000円																						
	タタラ機																									
標本及び模型類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	500,000円																						
	動物標本 (バファロー)																									
標本及び模型類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	150,000円																						
	動物標本 (ヘラジカ)																									

		<p>については、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的の実査し、照合確認等すること。</p> <p>5 廃棄 備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。</p> <p><b>【適正な会計事務手続きの徹底について】</b>（平成24年3月31日 会計局長通知）</p> <p>本府ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化に向けた指導を行ってきました。</p> <p>しかしながら、今年度、包括外部監査や監査委員の監査において、『物品の適正な管理について』や『不適正な会計事務手続き』など、多くの意見・指摘がされています。</p> <p>このため、更なる会計事務の適正化を図るため、各所属において注意喚起を行うとともに、下記の内容について周知徹底を図られるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど）、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月25日）

行政財産使用許可の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
枚方なぎさ高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けている使用者は、使用期間の満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の1箇月前までに行政財産使用許可申請書を提出しなければならないが、使用期間満了後も引き続き使用させている土地について、使用許可の更新手続を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="433 573 1780 789"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料(年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>暗渠 4700mm (W) × 4090mm (H) × 47.5m (L)</td> <td>枚方市公共 下水道管(雨水)埋設</td> <td>免除</td> <td>H25. 4. 1 ～ H30. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本件、平成30年4月1日以降も使用させているが使用許可の更新手続を怠っていたものである。</p>	種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間	土地	暗渠 4700mm (W) × 4090mm (H) × 47.5m (L)	枚方市公共 下水道管(雨水)埋設	免除	H25. 4. 1 ～ H30. 3. 31	<p>検出事項について、速やかに所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用許可の申請手続) 第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書(様式第4号)を提出させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【行政財産使用許可書】 第4 使用者は、使用期間の満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の1箇月前までに行政財産使用許可申請書(大阪府公有財産規則様式第4号)を提出しなければならない。</p>	<p>使用者から行政財産使用許可申請を受け、使用許可の更新を行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間									
土地	暗渠 4700mm (W) × 4090mm (H) × 47.5m (L)	枚方市公共 下水道管(雨水)埋設	免除	H25. 4. 1 ～ H30. 3. 31									

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月3日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
堺工科高等学校	<p>下記の物件が学校敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="332 533 1279 674"> <thead> <tr> <th>物件名</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カーブミラー</td> <td>1</td> <td>敷地上空の占有</td> </tr> <tr> <td>道路標識</td> <td>1</td> <td>敷地上空の占有</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	数量	備考	カーブミラー	1	敷地上空の占有	道路標識	1	敷地上空の占有	<p>検出事項について、速やかに設置者を特定し、改めて使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法】</b> (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。</p> </div>	<p>占有物件については、所有者を特定したうえで協議を行い、以下のとおり対応した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1994 569 2742 737"> <thead> <tr> <th>物件名</th> <th>所有者</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カーブミラー</td> <td>堺市西部地域整備事務所</td> <td>敷地外へ移動</td> </tr> <tr> <td>道路標識</td> <td>堺警察署</td> <td>敷地外へ移動</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	所有者	対応	カーブミラー	堺市西部地域整備事務所	敷地外へ移動	道路標識	堺警察署	敷地外へ移動
物件名	数量	備考																			
カーブミラー	1	敷地上空の占有																			
道路標識	1	敷地上空の占有																			
物件名	所有者	対応																			
カーブミラー	堺市西部地域整備事務所	敷地外へ移動																			
道路標識	堺警察署	敷地外へ移動																			



		七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月20日）

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受 検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>松原高等学校</p>	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、工事が完了（供用開始）しているが、本資産勘定への精算が行われていなかったものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="332 520 1377 680"> <thead> <tr> <th data-bbox="332 520 813 569">契約件名</th> <th data-bbox="813 520 1080 569">支出金額</th> <th data-bbox="1080 520 1377 569">精算すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="332 569 813 680">大阪府立松原高等学校北館生物実験室・南館選択3教室改修工事</td> <td data-bbox="813 569 1080 680">1,479,739円</td> <td data-bbox="1080 569 1377 680">1,479,739円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	支出金額	精算すべき金額	大阪府立松原高等学校北館生物実験室・南館選択3教室改修工事	1,479,739円	1,479,739円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務諸表作成基準】</b> （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7)建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p><b>【大阪府建設仮勘定取扱要領】</b> 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> （台帳の異動登録） 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。</p> </div>	<p>過年度の建設仮勘定の精算は所属では行えないため会計局会計指導課に修正登録を依頼し、平成31年2月28日付けで修正登録が完了し本資産勘定への精算が行われた旨の連絡を受けた。 また、財産系の処理については財産活用課の指導の下に公有財産台帳システムの修正を行い、平成31年2月28日付けで登載処理が完了した。 今後は、建設仮勘定の処理方法等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。</p>
契約件名	支出金額	精算すべき金額							
大阪府立松原高等学校北館生物実験室・南館選択3教室改修工事	1,479,739円	1,479,739円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月16日）

有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
桜塚高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置並びに給品部の営業に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="501 627 1546 894"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期限の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td>電力量計（電灯用） 1台</td> <td>平成30年10月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1台</td> <td>平成30年10月</td> </tr> <tr> <td>給品部</td> <td>電力量計（電灯用） 1台</td> <td>平成30年10月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期限の終期	食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月	電力量計（動力用） 1台	平成30年10月	給品部	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>当該特定計量器を、平成31年2月18日に交換した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	計量器の種類	有効期限の終期												
食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月												
	電力量計（動力用） 1台	平成30年10月												
給品部	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
門真なみはや高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="498 590 1590 804"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 590 789 663">使用目的</th> <th data-bbox="789 590 1308 663">計量器の種類</th> <th data-bbox="1308 590 1590 663">有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 663 789 726" rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td data-bbox="789 663 1308 726">電力量計（一般用） 1 台</td> <td data-bbox="1308 663 1590 726">平成30年 5 月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="789 726 1308 804">電力量計（動力用） 1 台</td> <td data-bbox="1308 726 1590 804">平成29年10月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・自動販売機	電力量計（一般用） 1 台	平成30年 5 月	電力量計（動力用） 1 台	平成29年10月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>当該電力量計（一般用及び動力用）を有効期限が平成41年3月までのものへそれぞれ交換した。 今後は、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期									
食堂・自動販売機	電力量計（一般用） 1 台	平成30年 5 月									
	電力量計（動力用） 1 台	平成29年10月									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月6日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
かわち野高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="418 573 1498 800"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td>電力量計（電灯用） 1 台</td> <td>平成30年 6 月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1 台</td> <td>平成30年 8 月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 6 月	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 8 月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【計量法】</b>  (使用の制限)  第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。  三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>	<p>当該電力量計（電灯用及び動力用）を有効期限が平成40年11月のものへ交換した。  今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期									
食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 6 月									
	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 8 月									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
教育センター 附属高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="421 573 1430 758"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・ 自動販売機</td> <td>電力量計（電灯用） 1台</td> <td>平成30年 7月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1台</td> <td>平成30年 7月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・ 自動販売機	電力量計（電灯用） 1台	平成30年 7月	電力量計（動力用） 1台	平成30年 7月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【計量法】</b> (使用の制限)</p> <p>第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>当該電力量計（電灯用及び動力用）を有効期限がそれぞれ平成40年12月、平成41年3月までのものへ交換した。      今後は、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期									
食堂・ 自動販売機	電力量計（電灯用） 1台	平成30年 7月									
	電力量計（動力用） 1台	平成30年 7月									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月28日）

対象受 検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
松原高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="350 583 1418 798"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 583 724 657">使用目的</th> <th data-bbox="724 583 1098 657">計量器の種類</th> <th data-bbox="1098 583 1418 657">有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 657 724 730" rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td data-bbox="724 657 1098 730">電力量計（電灯用） 1 台</td> <td data-bbox="1098 657 1418 730">平成30年 3 月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="724 730 1098 798">電力量計（動力用） 1 台</td> <td data-bbox="1098 730 1418 798">平成30年 6 月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 3 月	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 6 月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【計量法】</b> （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>	<p>当該電力量計（電灯用）を有効期限が<b>2029年2月</b>、電力量計（動力用）を有効期限<b>2029年1月</b>の物と交換した。      今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期									
食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 3 月									
	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 6 月									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月16日）

印影印刷物の管理不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
平野高等学校	<p>公印（学校印・学校長印）を印影印刷した卒業証書について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。</p> <p>・卒業証書 240枚</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府教育委員会公印規程】</b>  <b>（公印の印影の印刷）</b>  <b>第12条</b> 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき（次条第一項に規定する場合を除く。）は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。                  2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> </div>	<p>公印（学校印・学校長印）を印影印刷した卒業証書について、受払簿（印影印刷出納簿）を作成した。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月8日）



対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
かわち野高等学校	<p>公印（学校長印）を印影印刷した生徒証について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。</p> <p>・生徒証 500枚</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府教育委員会公印規程】</b>  (公印の印影の印刷)</p> <p>第12条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。</p> <p>2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> </div>	<p>公印（学校長印）を印影印刷した生徒証について、受払簿（公印付き特定帳票類受払簿）を作成した。</p> <p>今後は、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月13日）